

英国におけるRDRによる金融商品販売改革について

ニッセイ基礎研究所 小林 雅史

1. はじめに

英国金融サービス機構 (Financial Service Authority、以下、「FSA」という) は、2006年6月から、消費者向け金融商品の販売方法に関する改革 (Retail Distribution Review、以下、「RDR」という) を検討しており、2013年実施が予定されている¹。

特に、金融商品販売に当たっての手数料規制を中心に報告することとしたい。

2. RDRの概要

(1) 英国の保険監督の根拠法

英国においては、2000年金融サービス・市場法 (Financial Services and Markets Act 2000) 第138条 (一般規則制定権限) により、金融サービス機構に対し監督下にある金融機関向けの広範かつ包括的な規則制定権が付与されている。

こうした授權により、金融商品については行為規制ソースブック (Conduct of Business Sourcebook、以下「COBS」という)、保障性商品については保険行為規制ソースブック (Insurance: Conduct of Business Sourcebook、以下「ICOBS」という) が制定されている²。

(2) 英国の保険販売の実態

¹ 同時期に、2007年金融危機 (ノーザン・ロック銀行の国有化等) への対応の反省から、英国金融監督体制の変更が予定されており、金融サービス機構は解体され、英国中央銀行であるイングランド銀行 (Bank of England) 内に設置される金融安定政策委員会 (FPC)、プルーデンス規制機構 (PRA)、金融行為監督機構 (FCA) が金融機関の監督を行うこととなっている [小立敬「マクロプルーデンス体制の構築に向けた取組み『マクロプルーデンス、マルチディシプリナリー・アプローチのあり方 (国際比較も含む) に係る研究成果報告書』金融庁金融研究センターディスカッションペーパー、2011年6月、金融庁金融研究センター、西方茂晃「英国における新しい保険監督について」『生命保険経営』第80巻第1号、2012年1月など。]

² 保井俊之『保険金不払い問題と日本の保険行政 思考転換はなぜ起こったのか』128～134ページ、2011年8月、日本評論社、生命保険協会調査部『生命保険事業における各国の監督規制 イギリス』2012年3月など。

英国においては、パッケージ商品(packaged products)と称される金融商品の販売は、専属募集人と独立金融アドバイザー (Independent Financial Adviser、以下、「IFA」という。日本の保険仲立人に該当)に限られるという二極化ルール (polarization rule、1988年～2004年) 廃止後も、金融商品の販売の多くはIFAが担っている。

IFAの報酬については、顧客から支払われる fee 方式より、生命保険会社などの商品供給会社から支払われる commission 方式が主流で、販売商品が手数料の多寡により左右される傾向 (commission bias) は否定できないとされている³。

(3) 新たな規制の概要

FSAによる諮問である提議書 (Discussion Paper、DP)、政策声明書 (Policy Statement、PS)⁴などの発出を経て、顧客に対する商品説明の透明性向上、アドバイスの報酬体系が商品の選択を歪める可能性の是正、金融商品のアドバイスの専門性基準強化が行われる予定であり、COBSやICBSなどの改定案が確定している。

3. おわりに

RDRにおいては、adviser charging という新たな報酬体系の導入により、IFAの報酬について commission 方式を全廃し、顧客から支払われる fee 方式のみとし、商品供給業者からの顧客への割戻し (rebate) も許容しないこととされている。英国と日本の保険募集実態は大きく異なるものの、日本においても金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」において商品募集のあり方などについて幅広く検討が行われている中で、参考とすべき点もあるものと考えられ、英国の募集規制の変更後の動向について引き続き注視していきたい。

³ クレア・スミス「英国生保販売チャネルの動向 - 二極化ルール撤廃の動き」『生命保険経営』第71巻第6号、2003年11月、清水宏紀、コーリン・J・サヴェジ、林彩子「英国金融サービス制度改革と将来展望」『生命保険経営』第78巻第4号、2010年7月など。

⁴ 「Consultation Paper、CP」(諮問書)は、FSAが制度創設・改定を行う場合の公式な業界等に対する諮問手段であるが、予備的・非公式なものは「Discussion Paper、DP」(提議書)とされる。CPによる公式な諮問を踏まえ、「Policy Statement、PS」(政策声明書)が発出され、詳細な方針が提示される (FSA「Reader's Guide」)。